

生物多様性に関する国際ユース声明

生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010

日本 愛知

2010年8月23日(月)～26日(木)

1章 総論

2050年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2050年までに生物多様性を回復するために、2020年までに生物多様性の損失の人的要因を止めるための手法がとられることを期待する。
- ・ 2050年までにあらゆる種と持続可能に共存する社会を構築するために、2020年までに生物多様性が理解され、尊重されることを期待する。
- ・ 全ての政府が、2020年までに生物多様性を保全し自然資源の利用を規制し生物多様性から得られる利益の公正かつ衡平な配分を確保することを期待する。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2010年目標*が達成されていないこと、そしてそれゆえ、生物多様性の損失が危機的な割合で継続していることを認識している。
*貧困の低減及び地球上の全ての生命の利益への寄与として、世界、地域、国レベルにおける、生物多様性の損失の現在の割合の顕著な減退
- ・ 持続不可能な経済発展により、生物多様性の損失および生態系サービスの劣化が加速度的に引き起こされていることを認識している。
- ・ 現在の生物多様性の保全に関する国際協力が不十分であり、既存の政策は必要とされる結果の達成のためには統合が不十分であることを認識している。

2章 各論

2.1 生物多様性への圧力の低減および危機に瀕している生物多様性の保全

2.1.1 直接要因

2050年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2050年までに気候変動による生物多様性への影響を最小限に抑えるため、生物多様性に関

する事項が京都議定書後の協定の一部として気候変動の緩和と適応の戦略に組み込まれることを求める。

- ・ 私たち、会議の参加者は、2050年までに生物多様性を尊重し理解する社会を実現するため、2020年までに生物多様性の状態をモニタリングし、報告し、評価するための目標を定めた法的拘束力のある枠組みに基づく政策を実施することを政府に呼びかける。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 気候変動が生物多様性に対する圧力を増大させていることを認識している。
- ・ REDD+*のような生物多様性に良い影響をおよぼし得る市場メカニズムが、より一層研究され、適切な場面においてより一層促進されるべきであると認識している。

*REED+は (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation plus Conservation)の略称であり、「森林伐採と森林の劣化からの二酸化炭素の排出削減および保全」の略称であり、保全、森林の持続的な管理、および森林の炭素固定の促進をする役割を含んでいる。

- ・ 海洋と沿岸域の生物多様性が汚染、乱獲、および気候変動、特に海洋酸性化により脅かされ、また農業に関する生物多様性が不適切な農法により脅かされていることを認識している。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 人間活動が汚染、自然資源の過剰開発、侵略的外来種の拡散、および気候変動などの環境劣化を引き起こさないようにすることを目指す。

2.1.2 間接要因

2050年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 今後の経済活動を計画する際に、生物多様性の価値の実証および定量化が、より優先され重視されることを期待する。
- ・ 私たち、会議の参加者は、政府および地方政府が、2020年までに、効果的な枠組みを開発し、生物多様性条約および関連する議定書の実行と強化のための十分な資金を提供することを期待する。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 経済的圧力により、生物多様性保全のための効果的な法令の実施がしばしば妨げられ、持続不可能な資源の利用が引き起こされていることを認識している。

- ・ NGO、地方政府、および市民社会が生態系の保全のために取り組んできたが、依然として資金不足が存在することを、認識している。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 政府に国法の実行と環境劣化への対処に取り組むことを求め、市民社会と民間部門にその行動による生物多様性への負の影響を確実に回避することを求める。

2.2 章 生物多様性から生じる利益の持続可能な利用および生物多様性の持続可能な利用に関する伝統の保護と振興

2050 年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2015 年までに締約国による批准後、ABS 議定書を含む拘束力のありかつ実施可能な法令が速やかに実行され、生物多様性の持続的な利用とその利用から生じる利益の衡平な配分が確実に実施されることを期待する。
- ・ 生物多様性の持続可能な利用に関する各地域の知識を活用しつつ生物多様性が管理され、生物多様性条約第 8 条(j)項*と生物多様性条約第 16 条**に従った形で、技術が発展途上国に移転されることを、期待する。

*自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

**技術の取得の機会及び移転

- ・ 先進国と発展途上国の食料安全保障、エネルギー利用、水の供給の問題に関わるニーズを満たすために、持続可能な自然資源の管理戦略の実施において、共有だが差異ある責任について十分に認識することを期待する。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ しばしば経済開発が環境保全よりも優先されることで、生物多様性の損失が引き起こされていることを認識している。
- ・ 生物多様性の持続可能な利用に関する法令と規制が、十分に実行されてこなかったことを認識している。
- ・ 生物多様性の保全についての伝統的な知識が、十分に評価されておらず、普及もなされていないことを認識している。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 資源の持続可能な利用やクリーンで再生可能なエネルギーの利用を含む環境に配慮した生活様式を奨励する。
- ・ 企業、市民社会および政府が、生物多様性の持続可能な利用の推進を活性化させるような地域および国レベルの活動への参加を奨励する。
- ・ 国際的なキャンペーンおよびイニシアティブと協調し、生物多様性の持続可能な利用のための調整された行動をするための国際的なネットワークの発展を目指す。

2.3 章 生物多様性に関する意識向上および保全と持続可能な利用への市民社会の参画の促進

2.3.1 知識の欠如

2050 年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2020 年までに、生物多様性の価値とその保全の重要性について、全ての人々が十分な理解をすることおよび、2050 年までに全ての人々が生物多様性の保全に参画することを期待する。
- ・ 全ての人々が生物多様性に関する教育を受けることができるよう、2020 年までにあらゆる政府および地方政府が、全ての教育レベルで環境教育プログラムを取り入れることを期待する。
- ・ 2020 年までに多くのメディアによって、生物多様性の保全の重要性が普及されていることを期待する。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 生物多様性の重要性に関する意識向上への取り組みはなされてきたものの、問題の緊急性に関する意識は未だ不足していることを認識している。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 生物多様性に関する情報へのアクセスの改善を目指す。
- ・ 生物多様性に関する意識向上のために、より効果的に環境に関する啓発活動を推進することを目指す。

2.3.2 参画の欠如

2050 年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 政府に対し、2050年における市民社会の完全な参画の実現のため、2020年までに環境分野における司法への完全なアクセスがすべての市民およびNGOに対して提供され、下された司法判断が確実に履行されていることを求める
- ・ 生物多様性のさらなる理解のため、生物多様性に関する科学的研究の分野におけるさらなる支援およびの連携を求める。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 意思決定者に経済発展が生物多様性におよぼす影響に関する知識の拡大に対する意思や能力がしばしば欠けていることを認識し、そして、彼らに対しこの分野における真に持続可能な政策の立案を求める。
- ・ 知識や資金、協働、法制度の強化が不足していることにより、生物多様性の保全への参画が効果的に行われていないことを警告する。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 生物多様性の根本的な価値の認知を深め広めるための、さらなる行動を起こすことを誓約する。
- ・ 生物多様性に関する全てのステークホルダー間の、信頼に基づく協力関係を、各々の持つ知識を尊重しながら構築することを目指す。
- ・ 生態系と生物多様性の経済学(TEEB)において紹介されている企業や政府の優良事例に発想を得た実践に関する情報を集約し、推奨するよう努める。

2.4章 上記以外

2050年におけるビジョン

私たち、会議の参加者は、

- ・ 2020年までに生物多様性の保全のための国際的なプラットフォームが確立され、ユースのアクションの強化のために効果的に機能することを期待する。
- ・ 政府、その他組織、および地域社会が協調しながら、生態系サービスを持続可能に管理することを期待する。
- ・ 政府および地方政府が遺伝子組換え生物の賢明な利用および在来品種の保護を確実にするため、ただちに規制を定めることを期待する。
- ・ 政府、NGO、地域社会間において、保護区の協調的な管理が行われることを期待する。

現状認識

私たち、会議の参加者は、

- ・ 遺伝資源へのアクセスに対する適切な規制が存在せず、これらの資源から得られる利益が公平に配分されておらず、またバイオパイラシー(遺伝資源の収奪行為)が十分に防止されていないことを認識している。
- ・ 遺伝子組換え生物の安全性が保障されていないこと、それらの生物多様性への重大な影響、特に将来世代への脅威をもたらし得る懸念について、さらなる研究が必要であることを認識している。

ユースの行動計画

私たち、会議の参加者は、

- ・ 各ユース組織の経験を共有し、ユース組織間の国際協力を推進するため、生物多様性に関する国際的なプラットフォームを作るようユースに働きかける。
- ・ 環境に配慮した行動の促進を支援するための、公共および民間部門からの財政援助を求める。
- ・ 遺伝子組換え生物の利用により起こり得る影響に関する人々の認識を高めることを目指し、在来種の使用を奨励する。